

平成 23 年 4 月 8 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所 1 号機における非常用ディーゼル発電機（B）の
運転上の制限の逸脱について

【発生場所】 東通原子力発電所 1 号機

【運転状態】 定期検査中

【概 要】

4 月 8 日、非常用ディーゼル発電機（B）を運転中のところ、13 時 55 分頃、燃料循環ポンプ付近から軽油が漏えいしていることを確認し、非常用ディーゼル発電機（B）を停止したことから、14 時 08 分、発電所の運転の際に実施すべき事項などを定めた保安規定で求められている運転上の制限^{*}を満足しないと判断しました。

なお、非常用ディーゼル発電機（A）を含む A 系については、定期点検中です。

所内の電源は、外部電源であるむつ幹線 2 回線と東北白糠線 1 回線の計 3 回線が確保されており、発電所は安全に停止状態を維持しております。軽油の漏えい量は、約 200 リットルであり、現在、漏えいは停止しております。

本事象による、排気筒モニタ、排水モニタ、モニタリングポストに異常な変化はなく、発電所周辺への放射能の影響はありません。

なお、本事象は、「東通原子力発電所におけるトラブル等対応要領」に基づく A 情報に該当する事象であり、安全協定に基づく報告事象です。

【対 応】

今後、軽油の漏れを確認した非常用ディーゼル発電機（B）を点検してまいります。

以 上

※運転上の制限は、安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているものであり、保安規定第 60 条は、非常用ディーゼル発電機の起動や所内電源系へ接続できることなどを定めたもの。